第1章 計画の基本姿勢

1 計画の趣旨

子供1の貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年法律第64号。以下「法」という。)が平成26年1月に施行され、その後、令和元年6月に法改正が行われました(同年9月に施行)。改正後の法律では、目的として、子供の貧困対策は、子供の「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、児童の権利に関する条約の精神にのっとり推進すること等が明記されました。

本県においては、平成29年3月に「和歌山県子供の貧困対策推進計画(以下「県計画」という。)」を策定し、子供の貧困対策を総合的に推進しているところですが、全ての子供が心身ともに健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図るため、国の動向や子供を取り巻く状況などを踏まえ、県計画を改定します。

法(抄)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

2 計画の位置づけ

県計画は法第9条において定められる「都道府県計画」として位置づけています。県計画改定にあたっては、法第8条で定められる「子供の貧困対策に関する大綱」(令和元年11月29日閣議決定。以下「大綱」という。)を勘案するものとします。

法(抄)

(子どもの貧困対策に関する大綱)

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱 (以下「大綱」という。)を定めなければならない。

※同条第二項から第六項までを省略する。

(都道府県計画等)

- 第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項及び第三項において「都道府県計画」という。)を定めるよう努めるものとする。 ※同条第二項を省略する。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

^{2. 「}子ども・子育て支援法」や「認定こども園」など、法律等の規定で平仮名が使用されているものは、規定に基づき表記



^{1 「}子供」「子ども」「こども」の表記:県計画では以下により表記することとします。

^{1.} 一般的に使用する場合、原則「子供」と表記

3 計画の基本方針

子供の貧困対策は、貧困の世代間連鎖を断ち切り、県民一人一人が輝きをもって生きていける社会の実現を目指すとともに、和歌山県の将来を支える積極的な人材育成策として推進することが重要です。

県計画では、子供の貧困を取り巻く本県の現状と課題を踏まえ、子供に視点を置いた切れ目のない施策を総合的に推進します。

施策の体系化にあたっては、大綱で定める重点施策に沿って、本県で実施する子供の貧困に視点を置いた具体的な施策を、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」の4つの柱に分類します。

また、県としての指標を設定し、施策の効果等を検証し、必要に応じて施策を見直していくものとします。

法(抄)

(基本理念)

- 第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に 応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健や かに育成されることを旨として、推進されなければならない。
- 2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業 生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来 がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ど も等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されな ければならない。
- 3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進 されなければならない。
- 4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野に おける総合的な取組として行われなければならない。

4 計画期間

法及び大綱の見直し時期等に鑑み、県計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度の 5年間とします。

法 附則(抄)

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の 推進に関する法律(以下この項において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要がある と認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも のとする。

